

# 役員等報酬規程

社会福祉法人向陽会

## 社会福祉法人向陽会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人向陽会（以下、「法人」という。）定款第2章第8条に基づく評議員、第4章第21条に基づく役員、苦情対応第三者委員の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規定において、次の号に掲げる用語意義は、当該各号の定めることによる。

- (1) 評議員とは、定款第4章による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第4章による理事及び監事をいう。
- (3) 苦情対応第三者委員とは、法人により選任された苦情対応の委員をいう。
- (4) 評議員選任解任委員とは、理事会により選任された委員をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び交通費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、別表2の報酬及び交通費はこれを支払わないものとする。

- 2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び交通費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、別表2の報酬及び交通費はこれを支払わないものとする。
- 3 苦情対応第三者委員が理事会または評議員会に出席した時は、別表1により1日分の報酬及び交通費を支払うことができる。なお、同日にあわせて苦情対応のための活動を行った場合であっても、別表2の報酬及び交通費はこれを支払わないものとする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。

- 2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。
- 3 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。
- 4 苦情対応第三者委員が理事会や評議員会以外の日に苦情対応のために活動した場合は別表2により報酬及び交通費を払うことができる。ただし、電話対応の場合はこれを除く。
- 5 評議員選任解任委員が評議員選任解任委員会に出席したときは、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。

(出張旅費)

第5条 役員、評議員、第三者委員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(報酬等の金額の算定方法)

第6条 報酬等の金額については、社会情勢及びこれまでの報酬額を考慮し、決定するものとする。尚、当法人の役員は非常勤となるため、別表1・2・3の金額は非常勤役員に支給する額とする。

(報酬支払方法)

第7条 第3条、第4条、第5条の各項に規定する報酬、費用等は即日現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むこともできる。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

付則

この規程は、平成15年4月1日より適用する。

平成28年4月1日一部改正

平成29年1月1日一部改正

平成29年6月27日一部改正

令和元年6月24日一部改正

別表 1

名称	報酬	交通費
理事会出席報酬等	5,000 円	実費 ※公共の交通機関を利用した合理的金額とする
評議員会出席報酬等	5,000 円	
苦情対応第三者委員	5,000 円	

※記載の報酬は源泉所得税徴収後の額とする

別表 2

名称	報酬		交通費
	4 時間以内	4 時間強	
理事業務報酬等	5,000 円	10,000 円	実費 ※公共の交通機関を利用した合理的金額とする
評議員業務報酬等	5,000 円	10,000 円	
監事監査指導報酬等	5,000 円	10,000 円	
苦情対応第三者委員	5,000 円	10,000 円	
評議員選任解任委員	5,000 円	10,000 円	

※記載の報酬は源泉所得税徴収後の額とする

別表 3

旅費	宿泊費	報酬		その他
		4 時間以内	4 時間強	
実費	実費※20,000 円を 上限とする	5,000 円	10,000 円	実費 ※公共の交通機関を利用した合理的金額とする

※記載の報酬は源泉所得税徴収後の額とする